

クリーニング業法 ～その他～

○クリーニング所の使用

使用にあたっては、構造設備について都道府県知事の検査を受け、適合する旨の確認を受けた後でなければ使用することができない。



都道府県知事の検査

合格

クリーニング所として使用することができる。

※開設する場合は事前に検査を受けなくてはならない。

○地位の承継⇒相続（引き継ぐ）する場合

届け出をした営業者について、相続、合併又は分割（営業を承継する場合）があったときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人、又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届け出をした営業者の地位を承継する。

⇒難しい文章なので深く考えないこと！

正しい方法で届け出を行うと、営業者の地位を承継することができる。



地位を承継した者は、遅滞なく（遅れることなく）、その事実を証明する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届けなくてはならない。 ⇒戸籍謄本

<練習問題>

1 営業者の地位継承についての記述として、誤っているものを選べ。

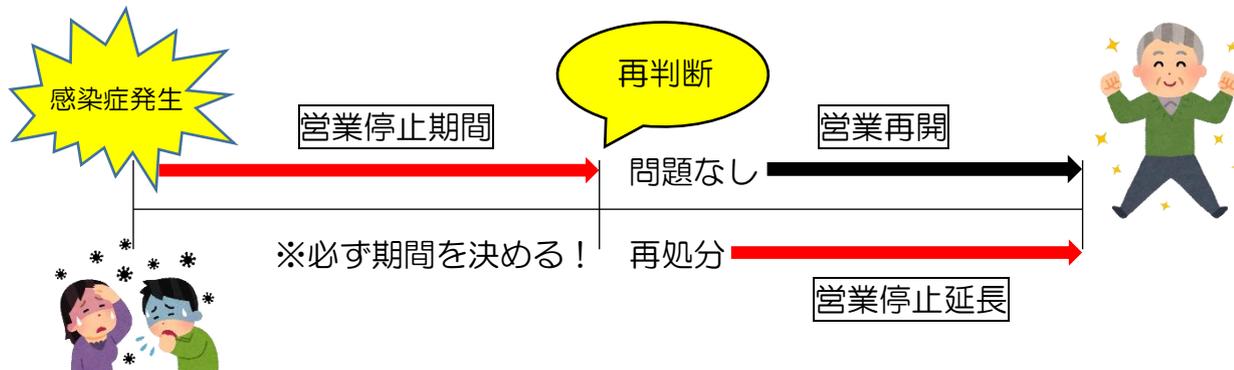
- ア 法人たる営業者がクリーニング所及びその営業権を法人へ譲渡したときは、譲り受けた法人は、その営業者の地位を承継する。
- イ 営業者の地位を承継したものは、遅滞なく、その事実を証明する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届けなくてはならない。
- ウ 営業者の地位を承継したものは、承継にかかわるクリーニング所の構造について承継前と変更がない場合でも承継に関する事項の届出は必要である。

行政庁の権限

○業務従事者（クリーニングの工程、受付等を行う等、業務にかかわる人）の業務停止

都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受付及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認められるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

⇒クリーニング所の業務にかかわる人が、伝染性（うつる可能性のある）病気にかかった場合は、期間を決めて業務を停止することができる。



○立入検査

都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、クリーニング所又は業務用車両に立ち入り、規定する措置の実施状況を検査させることができる。

当該吏員・・・都道府県知事から権限を委託された人
(身分証明書の提示があった場合は、いつでも応じなくてはならない。)

環境衛生監視員と呼ばれます。



クリーニング師試験にもよく出てくる言葉で、間違えやすいのできちんと覚えること！
⇒×環境衛生指導員，生活衛生監視員，公衆衛生監視員，等

○クリーニング業の免許取消

都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し罪を犯して、罰金以上の刑に処されたときは、その免許を取り消すことができる。

クリーニング業に関して罪を犯して・・・
⇒お客さまの洗濯物を横領したとき
クリーニング業の経営に直接関係のある犯罪
その他罰金以上の刑

罰金以上の刑は免許取り消し！

交通違反等、クリーニング業に係らない罰金刑の場合は、免許の取り消しにはならない。

5日以内に免許を都道府県知事に返納

<練習問題>

- 1 クリーニング所の使用について正しいものを選べ。
 - ア 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について、都道府県知事に届け出れば、直ちに当該クリーニング所を使用できる。
 - イ 営業者は、そのクリーニング所の使用開始後10日以内に都道府県知事による構造設備の検査を受けなければならない。
 - ウ 営業者は、そのクリーニング所の構造設備等について、あらかじめ都道府県知事の検査確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を営業に使用してはならない。

- 2 営業者の地位を承継についての記述として、正しいものを選びなさい。
 - ア 営業者の地位を承継したものは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届けでなければならない。
 - イ 営業者の地位を承継したものは、10日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届けでなければならない。
 - ウ 営業者の地位の承継に関する事項は届け出る必要がない。

- 3 都道府県知事がクリーニング所の業務従事者の業務停止させることができる場合の記述として正しいものを選べ。
 - ア クリーニング業に関し犯罪をして罰金以上の刑に処せられたとき。
 - イ 民法における禁治産者または準禁治産者に該当したとき。
 - ウ 伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認められるとき。

- 4 クリーニング業法において、クリーニング所に立ち入検査ができるものを選びなさい。
 - ア 環境衛生指導員
 - イ 環境衛生監視員
 - ウ 環境衛生経営相談員

- 5 次のうち、クリーニング師の免許に関する記述で、正しいものを選びなさい。
 - ア クリーニング師試験に合格した者は、住所地の都道府県に免許申請をしなければならない。
 - イ クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときは、3月以内に免許を与えた都道府県に再交付の申請をしなければならない。
 - ウ 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。

